人計第7987号 22.6.21 防人計第4564号 26.3.31 防人計第21537号 28.12.28 防人計第20267号 令和2年12月21日

人事教育局長

育児又は介護を行う自衛官以外の隊員の超過勤務の制限等の運用について(通知)

標記について、別紙のとおり定め、平成22年6月30日から実施することとされたので通知する。

なお、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令(平成22年防衛省訓令第24号)附則第2項の規定により、同訓令の施行日(以下「施行日」という。)前に同訓令第1条による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)第3条の2第2項又は第3項の規定による請求を行おうとする自衛官以外の隊員は、施行日前においても、第2の規定の例により、当該請求を行うことができる。

添付書類:別紙

#### 第1 超過勤務の制限の対象の範囲等について

- 1 所属長は、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛 庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。)第3条の2第2項及び第3項に おける「隊務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、部隊等全体の行動等に支 障を生じない範囲で、当該請求に係る時期における自衛官以外の隊員の業務の内容、 業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。
- 2 事務官等訓令第第3条の2第2項における「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかなものという。
- 3 事務官等訓令第3条の2第2項第1号の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生 日の前日までをいう。
- 4 事務官等訓令第3条の2第第2項第2号の「産後」とは、妊娠満12週以後の分 べんをいう。

#### 第2 超過勤務の制限の請求手続等

- 1 自衛官以外の隊員は、事務官等訓令第3条の2第2項又は第3項の規定による請求(以下「超過勤務制限の請求」という。)を行う場合には、超過勤務制限開始日の前日までに別紙様式第1に定める超過勤務制限請求書により超過勤務制限の請求を行う期間について、その初日(以下「超過勤務制限開始日」という。)及び1年又は1年に満たない月を単位とする期間(同訓令第3条の2第2項第1号及び第3項の請求に限る。)又はその末日(同条第2項第2号の請求に限る。)を明らかにしなければならない。この場合において、同訓令第3条の2第2項第1号の請求に係る期間と同条第3項(同訓令第2条第6項第1号に規定する小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求している場合に限る。以下、次項及び第10においても同じ。)の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
- 2 事務官等訓令第3条の2第2項及び第3項の規定による請求は、子が出生する前 においてもすることができるものとする。
- 3 前項に基づき、子が出生する前に請求をした自衛官以外の隊員は、子が出生した後、速やかに、その子の氏名及び生年月日を所属長に届け出なければならない。この場合において、事務官等訓令第11条第4項の規定による届出に掲げる場合に該当することとなった旨の届出を行った女子である自衛官以外の隊員にあっては、これらの届出をもってこの届出に代えることができるものとする。
- 4 超過勤務制限の請求があった場合においては、所属長は、隊務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした自衛官以外の隊員に対し別紙様式第2の超過勤務制限の承認・不承認通知書により通知しなければならない。
- 5 前項の通知を行った後において、隊務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、所属長は、あらかじめ当該請求をした自衛官以外の隊員に対し別紙様式第3の隊務の運営に支障が生じる日の通知書によりその旨を通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、あらかじめ当該通知書による通知ができない場合には、口頭又は電話その他の通信によることができる。この場合において、所属長は事後速やかに当該自衛官以外の隊員に対し当該通知書により通知するものとする。
- 6 所属長は、超過勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認める ときは、当該請求をした自衛官以外の隊員に対して、証明書類の提出を求めること

ができる。

- 7 事務官等訓令第3条の2第2項第1号又は第3号に基づく請求がされた後、超過 勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じ た場合には、その効力を失う。
  - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
  - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、当該請求をした自衛官以外の隊員との親子関係が消滅した場合
  - (3) 当該請求をした自衛官以外の隊員が当該請求に係る子と同居しないこと(超過勤務制限の請求がなされ承認された期間を通じて請求に係る子と同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。)となった場合
  - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第 1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立 の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第2 7条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の 成立前の監護対象者等でなくなった場合
  - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした隊員がそれぞれ 事務官等訓令第3条の2第2項第1号又は第3号に規定する隊員に該当しなくな った場合
- 8 事務官等訓令第3条の2第2項第2号に基づく請求がされた後、超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、 その効力を失う。
  - (1) 当該請求をした自衛官以外の隊員が妊娠中ではなくなった場合
  - (2) 当該請求をした自衛官以外の隊員が産後1年を経過した場合
  - (3) 当該請求をした自衛官以外の隊員が自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第49条第1項第6号又は第7号に規定する特別休暇を取得した場合
- 9 事務官等訓令第3条の2第2項第3号に基づく請求がされた後、超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、 その効力を失う。
  - (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
  - (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした自衛官以外の隊員との親族関係が消滅した場合
- 10 超過勤務制限開始日から起算して事務官等訓令第3条の2第2項第1号又は第3号の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求に係る承認は、当該事由が生じた日を超過勤務制限の請求がなされ承認された期間の末日とみなす。
  - (1) 事務官等訓令第3条の2第2項第1号又は第3項による請求にあっては第7項 各号に、同条第2項第2号による請求にあっては第8項各号に、同条第2項第3 号による請求にあっては前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
  - (2) 当該請求に係る子が、事務官等訓令第3条の2第2項第1号の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合
- 11 前4項の場合において、自衛官以外の隊員は前4項に掲げる事由が生じた旨を別 紙様式第4の育児又は介護の状況変更届により所属長に届け出なければならない。 この場合において、事務官等訓令第11条第4項の規定による届出に掲げる場合に 該当することとなった旨の届出を行った女子である自衛官以外の隊員にあっては、 これらの届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

12 超過勤務制限の請求の文書等、第4項の通知の文書等及び前項の届出の文書等の写しについては3年、第6項の証明書類は1年保存しなければならない。

#### 第3 その他

- 1 防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第60号)の超過勤務及び深夜勤務の制限の請求手続等については、人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)及びこれに基づき人事院が定めるものによる。
- 2 所属長は、妊娠中又は産後1年を経過しない女子である自衛官及び育児又は介護を行う自衛官に対し、自衛官以外の隊員について超過勤務の制限が設けられていることを考慮し、隊務の運営に支障がない限り、必要な配慮を行うよう努めるものとする。
- 3 所属長は、事務官等訓令第3条の2第2項第1号及び第3項の規定による超過勤務の制限が、育児又は介護を行う自衛官以外の隊員の職業生活と家庭生活の二重の負担が大きいことに着目した措置であることを考慮し、同項の規定により超過勤務が制限される自衛官以外の隊員に超過勤務をさせる場合には、特定の期間に過度に集中しないように留意しなければならない。
- 4 官房長等は、超過勤務の制限の活用が進むよう、周知徹底を図るなど、職場における上司及び同僚の理解を得られるような環境整備を行うこと。
- 5 所属長は、超過勤務の制限の活用に当たっては、職場内の他の隊員又は職員への 負担が過度に増大することのないよう、また、制度の適用が一部の自衛官以外の隊 員に偏ることにより隊員又は職員間で不公平感が生じないよう、留意すること。
- 6 この通知により難い事情がある場合は、人事教育局人事計画・補任課と調整されたい。

## 超過勤務制限請求書

(所属長)		請求年月日	年 月 日			
	殿					
次のとおり ロ 経	子の養育の 妊娠中又は産後1年を 過しない 要介護者の介護の	【□ 第3条の2第2 □ 第3条の2第3	2項 3項 の超過勤務制限			
を請求します。						
		属 名				
1 請求に係る子又 は要介護者	氏 名	(続柄等:	)			
	子の生年月日	年 月 日	生(□出産予定日)			
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日				
2 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容						
3 請求に係る期間			年を経過しないこと			
<ul> <li>(注)</li> <li>1について</li> <li>① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が自衛隊法施行規則第44条第6項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入する。</li> <li>② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合又は妊娠中若しくは産後1年を経過しない女子である自衛官以外の隊員が請求した場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。</li> <li>2について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。なお、当該欄に記入しきれない場合は、適当な用紙に記載したものを添付することができる。</li> <li>3について 妊娠中又は産後1年を経過しない女子である自衛官以外の隊員が超過勤務の制限を請求する場合には、出産予定日又は産後1年を経過する日以前の日までを超過勤務制限終了日として請求する。</li> </ul>						

### 超過勤務制限の承認・不承認通知書

(請求者)	<u>殿</u>	年 月 日		
	(PT	所属長)		
年 月	日付け			
<ul><li>□ 子の養育の</li><li>□ 妊娠中又は産 経過しない</li><li>□ 要介護者の介</li></ul>	ための起週勤務の削収に	⊆係る請求は、【□ 承 認 します。		
1 請求に係る子 又は要介護者	氏名	(続柄等: )		
	子の生年月日	年 月 日生(□出産予定日)		
2 請求に係る 期間	年 月 日から □ 1年 □ 月(12月に満たないものに限る。) □ 年 月 日まで(妊娠中又は産後1年を経過しないことを理由とする 超過勤務の制限に請求する職員に限る。)			
3 超過勤務の 制限に係る隊 務の運営の支 障の有無	理由□□無□無□無□無□無□無□無□無□無□無□無□無□無□			
4 その他				
<ul> <li>(注)1について         「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合又は妊娠中若しくは産後1年を経過しない女子である自衛官以外の隊員が請求した場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。</li> <li>2について         妊娠中又は産後1年を経過しない女子である自衛官以外の隊員が超過勤務の制限を請求する場合には、出産予定日又は産後1年を経過する日以前の日までを超過勤務制限終了日として請求する。</li> <li>3について         支障の有無どちらの場合でも、理由を記入すること。</li> </ul>				

### 隊務の運営に支障が生じる日の通知書

(請求者)		年	月	日
	(所属長)			
年月	日付で通知した超過勤務の制限については、		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	音が生
	次のとおり通知する。	1954分マン圧		₽//
1 請求に係る事由				
2 請求に係る期間	年 月 日から □ 1年 □ 月(12月に満た □ 年 月 日まで(産後1年を経過 る超過勤務の制限に請求する職員に限る。	もしないこ		
3 隊務の運営に支 障が生じる日	年 月 日 理由			
4 その他				

# 育児又は介護の状況変更届

(所属長)	年 月 日 届出				
殿 所 属 氏 名					
超過勤務の制限に係る □ 妊娠等 □ 要介護者の介護	の状況について以下のとおり変更が生				
じたので届け出ます。					
1 届出の事由 (1)養育の状況の変更 □ 子が死亡した □ 自衛官以外の隊員の子でなくなった ( □ 離縁 □ 養子縁組の取消し □ 家事審判事件の終了 □ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除 ) □ 同居しなくなった □ 上記以外の理由により請求できる自衛官以外の隊員でなくなった (理由: )					
(2)妊娠等の状況の変更  □ 妊娠中ではなくなった □ 子の出生から1年が経過した □ 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号	号) 第49条第1項第6号又は第7号に				
規定する特別休暇を取得した場合					
<ul><li>(3)介護の状況の変更</li><li>□ 要介護者が死亡した</li><li>□ 要介護者と自衛官以外の隊員との親族関係が消済</li><li>(消滅の理由:</li></ul>	滅 した				
2 届出の事実が発生した日					
年 月 日					